

○電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を改正する訓令（案）新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改 正 案	現 行
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準（略）</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 航空海上関係（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 その他の一般無線局</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 音響業務用</p> <p>特定ラジオマイク<u>の陸上移動局</u>及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の審査は、次の基準により行う。</p> <p><u>ア 用語の定義</u></p> <p><u>(5)における用語の定義は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) チャンネル中心周波数とは、$473 + 6i$ MHz（i は0から39までの整数）の各周波数をいう。</u></p> <p><u>(イ) チャンネルとは、チャンネル中心周波数から±3MHz以内の周波数の範囲をいう。</u></p> <p><u>イ 通信の相手方は、免許人所属の受信設備であること。</u></p> <p><u>ウ 電波の型式、占有周波数帯幅の許容値、周波数及び空中線電力の指定は、別表1によるほか、次により行うこと。</u></p> <p><u>(ア) 470MHzを超え714MHz以下の周波数の電波を使用するもの</u></p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準（略）</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 航空海上関係（略）</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 その他の一般無線局</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 音響業務用</p> <p>特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の審査は、次の基準により行う。</p> <p><u>ア 周波数等の指定は、次により行うこと。</u></p> <p><u>(ア) 特定ラジオマイク</u></p> <p><u>A 電波の型式は、次のとおりとすること。</u></p> <p><u>(A) 音声信号のみのも（トーンスケルチ用トーン信号を含む。）</u> F3E、F8E</p> <p><u>(B) それ以外に付加信号を有するもの F8W</u></p> <p><u>B 占有周波数帯幅の許容値は、設備規則別表第2号第24に定めるところにより行うこと。この場合において、周波数偏移が±40kHz以内のものと±40kHzを超え±150kHz以内のものが切り替えられる送信装置を有するものにあつては、それぞれの周波数の電波の型式に対して表示すること。</u></p> <p><u>C 割当周波数については、別表1に定める特定ラジオマイクの陸上移動局の周波数であること。この場合において、周波数切替器付きの送信装置を有するものにあつては、無線局の開設の理由、業務内容等を考慮し適正な周波数の数を認めることとする。</u></p>

A 特定ラジオマイクの陸上移動局

(A) 電波の型式

技術基準適合証明等において証明等がなされたものであること。

(B) 周波数

同一周波数帯を使用する他の特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局との混信防止のため、運用調整に関する資料が提出されていること。

同一周波数帯を使用する地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局を保護するため、提出された特定ラジオマイクの陸上移動局が運用される場所ごとに、申請者が希望する周波数のうち、混信保護基準を満たすものを指定すること。

a 混信保護基準

混信保護基準は、地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局から発射される電波の強度が 51dB μ V/m以上の範囲に、特定ラジオマイクの陸上移動局から発射される電波が到達する範囲が含まれる場合に適用する。

なお、希望波は地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局からの電波とし、妨害波は特定ラジオマイクの陸上移動局が発射する 470MHz を超え 710MHz 以下の周波数の電波とする。

	<u>帯域外干渉</u>	<u>帯域内干渉</u>
--	--------------	--------------

D 最大空中線電力は、0.01W以下であって、工事設計書に記載された定格出力を認めることとする。

(イ) デジタル特定ラジオマイク

A 電波の型式、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力は、別表 1 にデジタル特定ラジオマイク用として定められた値であること。なお、技術基準適合証明等を受けた無線設備を使用するものにあつては、当該技術基準適合証明等において証明された値に合致するものであること。

B 指定する占有周波数帯幅（重複する占有周波数帯幅を除く。）の総和が 6 MHz を超え、かつ、指定する空中線電力が 0.01W を超える場合は、電波利用料の算出の根拠となる次の事項について確認できること。

(A) 占有周波数帯幅（重複する占有周波数帯幅を除く。）の総和

(B) 空中線電力

イ 無線設備の工事設計の審査は、次により行うこと。

(ア) 技術基準適合証明等を受けた無線設備以外の無線設備については、設備規則第 49 条の 16 又は第 49 条の 16 の 2 の規定により審査すること。

(イ) 特定ラジオマイクであつて、トーン信号発生装置を使用するものについては、次のとおりであること。

A トーン信号は、次によること。

<u>同一チャンネル (注)</u>	<u>二</u>	<u>I/N ≒ -10 dB</u>
<u>上隣接チャンネル (同一チャンネルの 上側のチャンネルを いう。)</u>	<u>D/U ≒ -14 dB</u>	<u>I/N ≒ -10 dB</u>
<u>上次隣接チャンネル (上隣接チャンネル の上側のチャンネル をいう。)</u>	<u>D/U ≒ -39 dB</u>	<u>I/N ≒ -10 dB</u>
<u>下隣接チャンネル (同一チャンネルの 下側のチャンネルを いう。)</u>	<u>D/U ≒ -20 dB</u>	<u>I/N ≒ -10 dB</u>
<u>下次隣接チャンネル (下隣接チャンネル の下側のチャンネル をいう。)</u>	<u>D/U ≒ -39 dB</u>	<u>I/N ≒ -10 dB</u>

(注): 地上デジタルテレビジョン放送を行う地上基幹放送局が使用する電波の中央の周波数から 0.142857MHz を減じた周波数の値が、チャンネル中心周波数と一致するチャンネルをいう。

b 指定する周波数

(a) チャンネル中心周波数が 473MHz から 707MHz までのチャンネルについては、混信保護基準を満たすチャンネルのチャンネル中心周波数から ± 2 MHz 以内の周波数の範囲のもの

(b) 一の運用場所において、混信保護基準を満たすチャンネルが相互に隣接する場合は、当該相互に隣接するチャンネルの

(A) 平成元年郵政省告示第 694 号（無線設備規則第 49 条の 16 第 4 号の規定を適用しない無線設備）に定めるところによること。

(B) 同一の周波数で同一のトーン信号周波数を使用する無線局相互の誤動作が起こらないものであること。

B 附属装置の記載

工事設計書の附属装置の欄については、次表の記載例に従うものであること。

方向にチャンネル中心周波数から 2MHz を超え 3MHz 以下の周波数の範囲のもの

(c) チャンネル中心周波数が 473MHz のチャンネルについて、当該チャンネルが混信保護基準を満たす場合は、470MHz を超え 471MHz 未満の周波数の範囲のもの

(d) チャンネル中心周波数が 707MHz のチャンネルについて、当該チャンネルが混信保護基準を満たす場合は、709MHz を超え 711MHz 未満の周波数の範囲のもの

(e) 711MHz 以上 714MHz 以下の範囲の周波数については、711MHz 以上 714MHz 以下の周波数の範囲のもの

B デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局

(A) 電波の型式

A (A) によること。

(B) 周波数

A (B) の規定を準用する。

(イ) 1240MHz を超え 1260MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

A 特定ラジオマイクの陸上移動局

(A) 電波の型式

(記載例)

<u>種類及び型式又は名称</u>	<u>方式、規格等</u>		
<u>トーン信号発生装置</u>	<u>トーン信号周波数</u>	<u>周波数偏移</u>	<u>用途</u>
	<u>16.384kHz</u>	<u>0 Hz</u>	<u>トーンスケルチ用</u>
	<u>32.768kHz</u>	<u>± 2 kHz</u>	<u>ラジオマイクの受信設備の制御用、 関連データ伝送用</u>

ウ 混信保護

他の特定ラジオマイク、デジタル特定ラジオマイク及び同一周波数帯を使用する放送用ウォークールッキーとの混信防止のための運用調整に関する資料が提出されていること。

(ア) A (A)によること。

(B) 周波数

混信保護のため、同一周波数帯を使用する他の特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局並びにテレビジョン放送番組素材の中継用の陸上移動局又は携帯局との混信防止のための運用調整に関する資料が提出されていること。

B デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局

(A) 電波の型式

(ア) A (A)によること。

(B) 周波数

A (B)によること。

エ 無線設備の工事設計

特定ラジオマイクの陸上移動局であって、トーン信号発生装置を使用するものについては、次のとおりであること。

(ア) トーン信号は、平成元年郵政省告示第 694 号（無線設備規則第 49 条の 16 第 4 号のただし書の規定により、同号本文の規定を適用しない無線設備を定める件）に定めるところによること。

(イ) 附属装置については、トーン信号周波数、周波数偏移及び用途が分かるようにすること。

(6)～(15) (略)

4 (略)

(6)～(15) (略)

4 (略)